

平成 19 年

消 防 年 報

(平成 21 年 3 月作成)

高 知 県

は じ め に

この年報は、市町村及び消防本部のご協力をいただき、平成 19 年中の火災の発生状況、救急・救助活動等の状況や平成 20 年 4 月 1 日現在の消防力の現況等について取りまとめたものです。

出火総件数は平成 16 年の 503 件をピークに、平成 19 年は 435 件と平成 18 年よりさらに減少しましたが、過去 10 年間の平均 421 件を依然として上回っています。また、救急出動件数については、昨年からの減少から一転し、「急病」が再び前年比に比べて増加したため、総件数では前年より 568 件の増加となりました。

風水害に関しましては、本県では、平成 19 年に引き続き平成 20 年も特筆すべき被害の発生は見られませんでした。地球温暖化の影響か、全国的には、ゲリラ豪雨などにより、各地で大きな被害が発生しています。また、地震災害に目を向けますと、中国・四川大地震や岩手・宮城内陸地震など、世界的にも全国的にも巨大地震が発生し、甚大な人的、物的被害が発生しました。これらの地震災害により、県民の皆様が、「南海地震」に備えていただくことの重要性は益々大きなものになっています。

このような状況の下、県では、風水害はもとより、予想されています南海地震に対する消防・防災対策を着実に推進していくことを県政上の最重要課題と位置付けて、自助・共助の思想を基軸とする県民啓発をはじめ様々な取り組みを行っています。

本県の消防は、消防機関をはじめとする関係者の献身的な努力によりまして、県民の皆様が安心して暮らしていくための大きな役割を果たしています。県におきましても、こうした関係機関などとの連携の下、地域防災力の要である消防団をはじめ、女性防火クラブなどの組織の充実強化・活性化に向けた取り組みを引き続き推進していきますので、今後とも、消防行政に対して一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

この年報が、消防関係者はもとより多くの皆様に広く利用され、消防防災行政を進める一助となれば幸甚です。

平成 21 年 3 月

高知県危機管理部消防政策課長 清水 豊彦

目 次

1 消防力の現況	1
(1) 消防体制	
(2) 消防施設・設備等	
2 火災の概況	3
(1) 出火件数	
(2) 損害額	
(3) 焼損面積	
(4) 火災の多発時期及び多発時間	
(5) 出火原因	
(6) 死者及び負傷者の概況	
3 救急業務	7
(1) 救急体制	
(2) 救急活動の状況	
4 予防業務	8
(1) 火災予防運動	
(2) 民間防火組織	
(3) 防火管理者（消防法第8条関係）	
(4) 消防用設備	
(5) 防火対象物の表示公表制度について	
(6) 危険物の規制	
5 教育訓練	10
(1) 教育訓練の目的と教育方針	
(2) 教育の種類及び内容	
(3) 消防学校教育訓練実績	
6 消防表彰	15
7 消防防災ヘリコプター	16
(1) 運航体制	
(2) 出動状況	
(3) 特異事象	

資 料

「1 消防力の現況」関係	
第1表 消防機関管内図	19
第2表 消防機関及び消防力の現況	20
第3表 消防機関の出動状況（消防本部・署所）	22
第4表 消防機関の出動状況（消防団）	24
第5表 消防職員の現況	26
第6表 消防団員の現況	28
第7表 化学消火薬剤備蓄状況	30

「2 火災の概況」関係		
第8表	月別年別火災発生件数の状況 -----	31
第9表	時間別火災発生状況 -----	31
第10表	月別火災の状況 -----	32
第11表	市町村別火災発生状況 -----	34
第12表	出火原因（発火源）別、月別火災件数 -----	36
第13表	火災記録（損害額1,000万円以上、林野火災10ha以上）	38
第14表	死者・負傷者の状況 -----	40
第15表	火災による死者の調査表 -----	42
「3 救急業務」関係		
第16表	救急体制の現況 -----	44
第17表	救急活動の状況 -----	46
「4 予防業務」関係		
第18表	民間防火組織一覧表 -----	48
第19表	防火対象物の状況 -----	50
第20表	防火管理の状況 -----	52
第21表	自動火災報知設備及び屋内消火栓設備の設置状況 -----	52
第22表	消防用設備の点検報告の状況 -----	52
第23表	防火対象物定期点検報告制度実施状況一覧表 -----	54
第24表	消防設備士試験実施状況 -----	56
第25表	消防設備士講習実施状況 -----	56
第26表	危険物規制対象数 -----	58
第27表	類別危険物規制対象数 -----	58
第28表	数量別危険物規制対象数 -----	58
第29表	危険物規制対象の動き -----	60
第30表	危険物施設における事故の状況 -----	60
第31表	危険物保安講習実施状況 -----	60
第32表	危険物取扱者試験実施状況 -----	62
「5 教育訓練」関係		
第33表	消防学校教育 -----	64
「6 消防表彰」関係		
第34表	消防関係表彰の状況 -----	65
「その他」		
第35表	自主防災組織の現況 -----	66
消防機関等連絡先一覧表 -----		67

1 消防力の現況

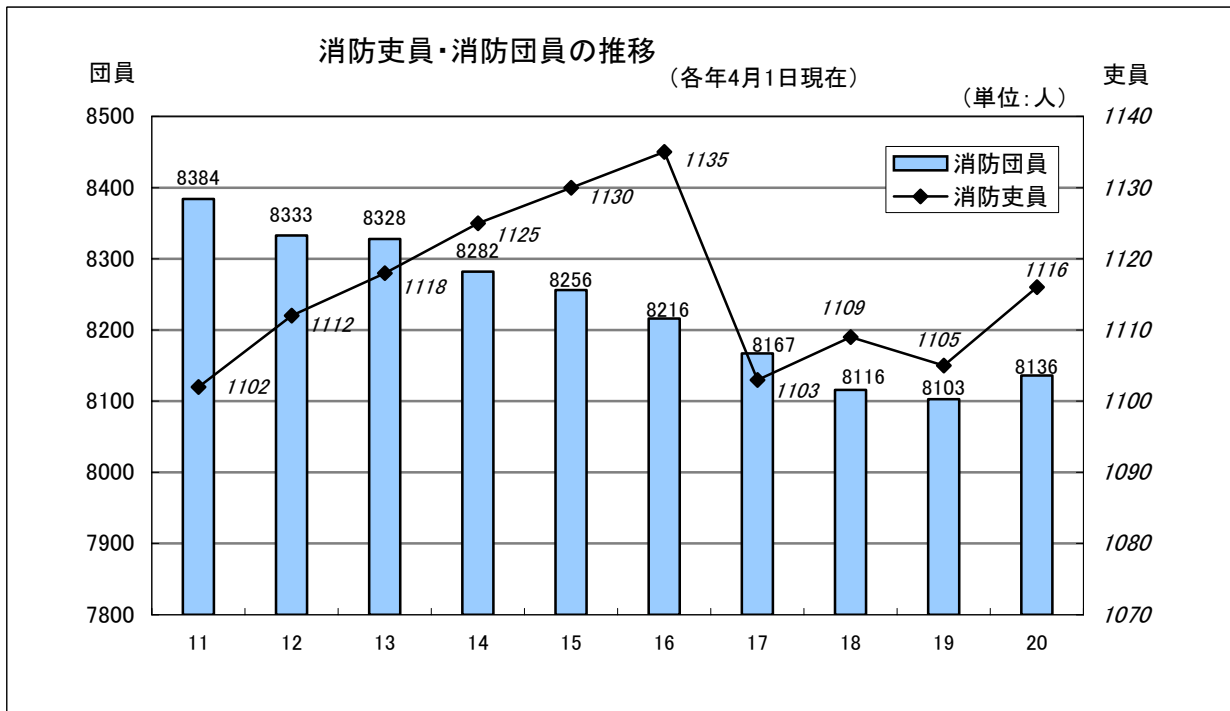
(1) 消防体制

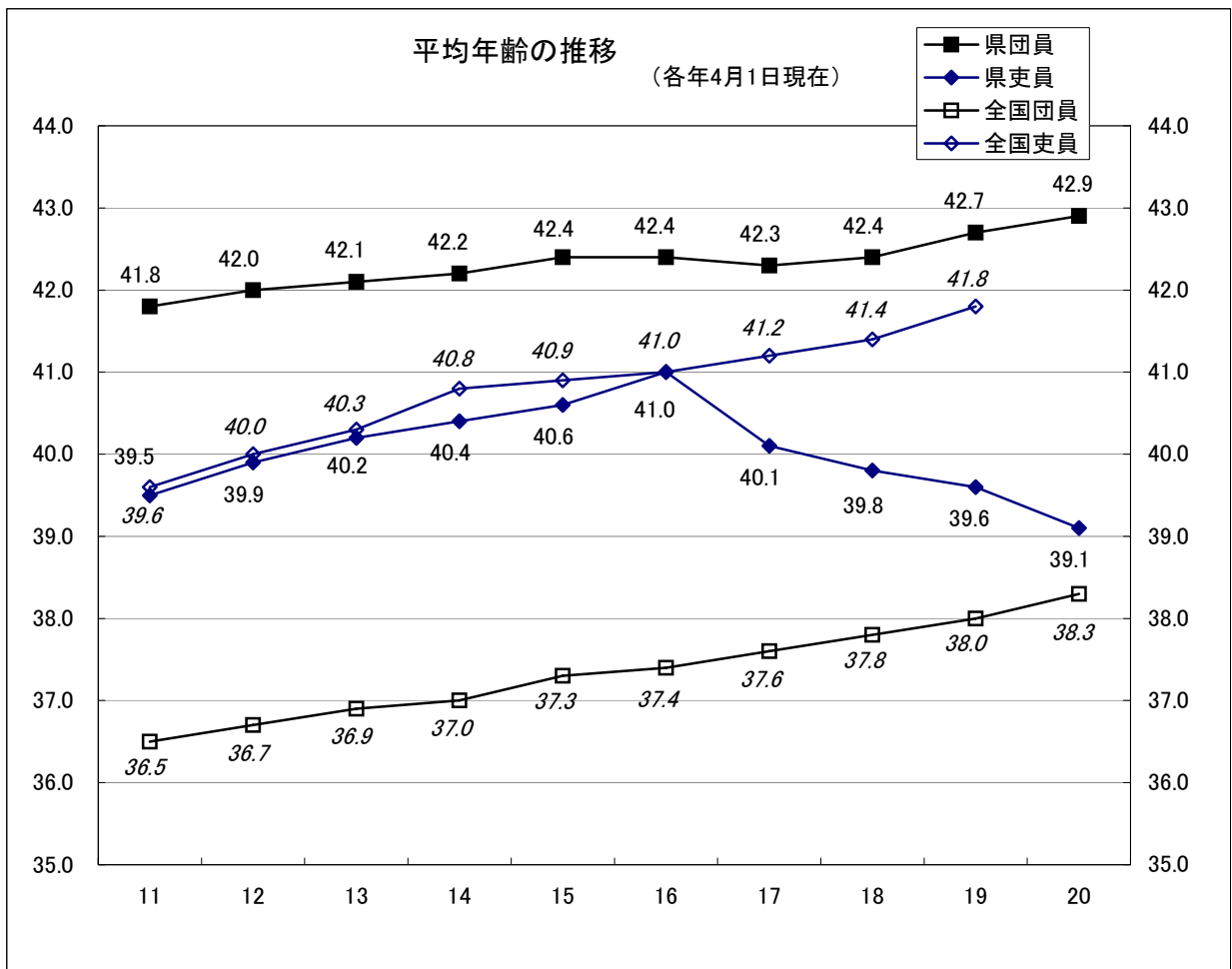
ア 常 備

20 4 1 15
 19 6 5
 100
 1,116 11
 39.1 0.5
 30 39 336 30.1

イ 非 常 備

20 4 1 11 17 6
 283
 8,136 33 194
 20
 42.9 0.2
 40 49 2,487 30.5 0.2 30 39
 2,369 29.1 0.4 59.6





(2) 消防施設・設備等 (平成20年4月1日現在)

ア

(単位：台)

						()	
	68	9	2	1	4	63 (40)	14
	203	108	400				
	271	117	402	1	4	63 (40)	14

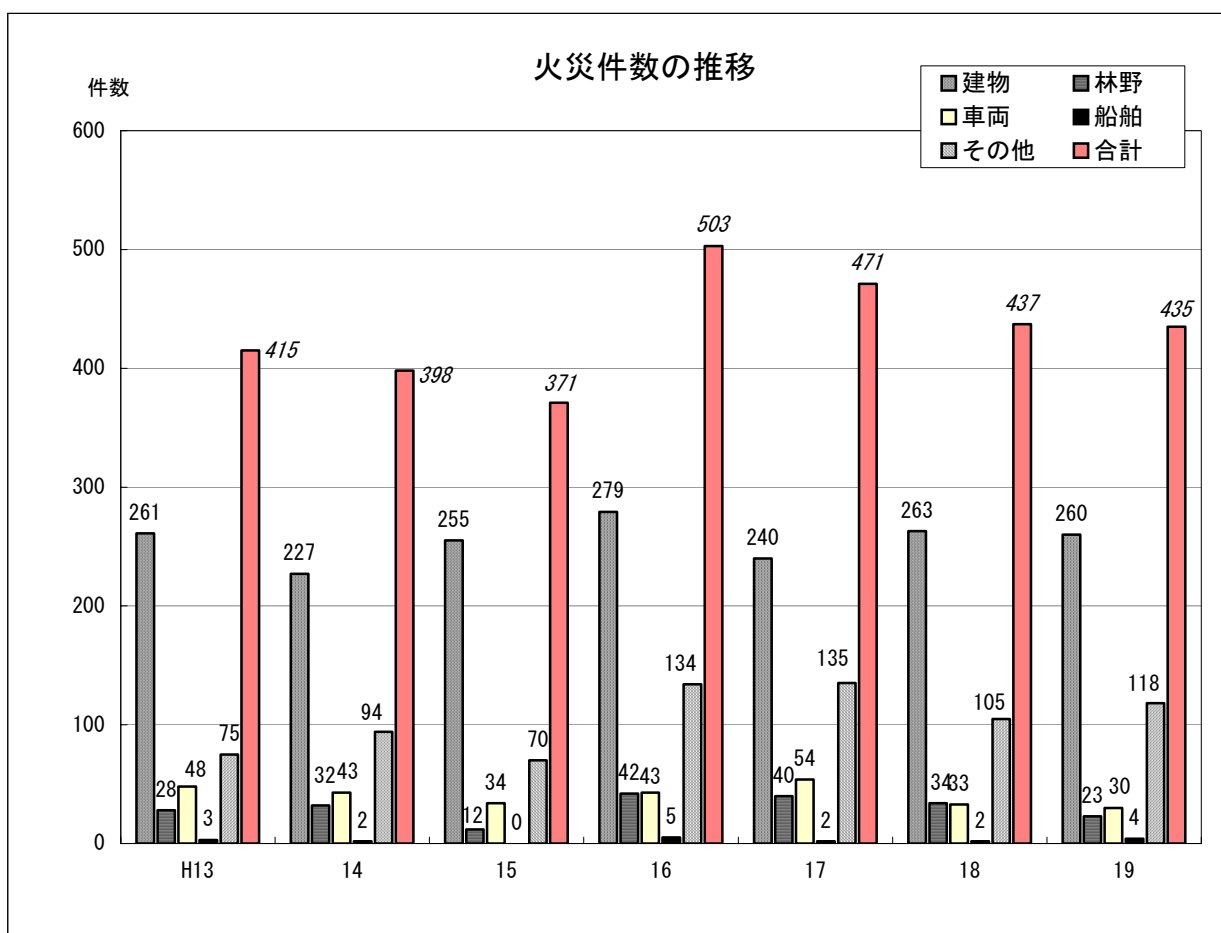
イ

消防無線		公設消防水利		
	移動局	消火栓	防火水槽	
			40 m ³ 以上	20 m ³ ~40 m ³ 未満
158	1,109	8,067	2,725	1,586

2 火災の概況

(1) 出火件数

年次	建物	林野	車両	船舶	その他	合計
H13	261	28	48	3	75	415
14	227	32	43	2	94	398
15	255	12	34	0	70	371
16	279	42	43	5	134	503
17	240	40	54	2	135	471
18	263	34	33	2	105	437
19	260	23	30	4	118	435



(2) 損害額

火災による損害額は、682,595千円で、この10年間で損害額が最も少なくなっている。

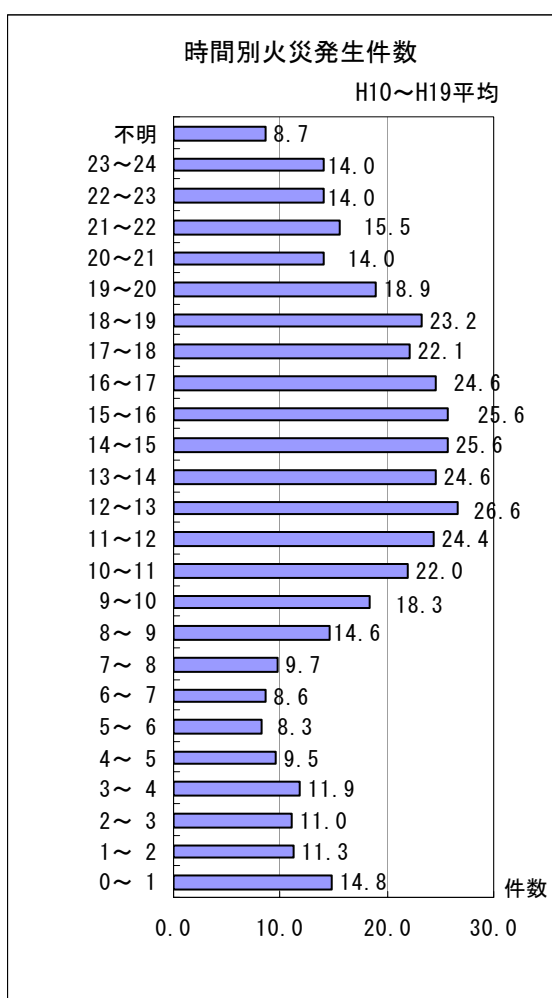
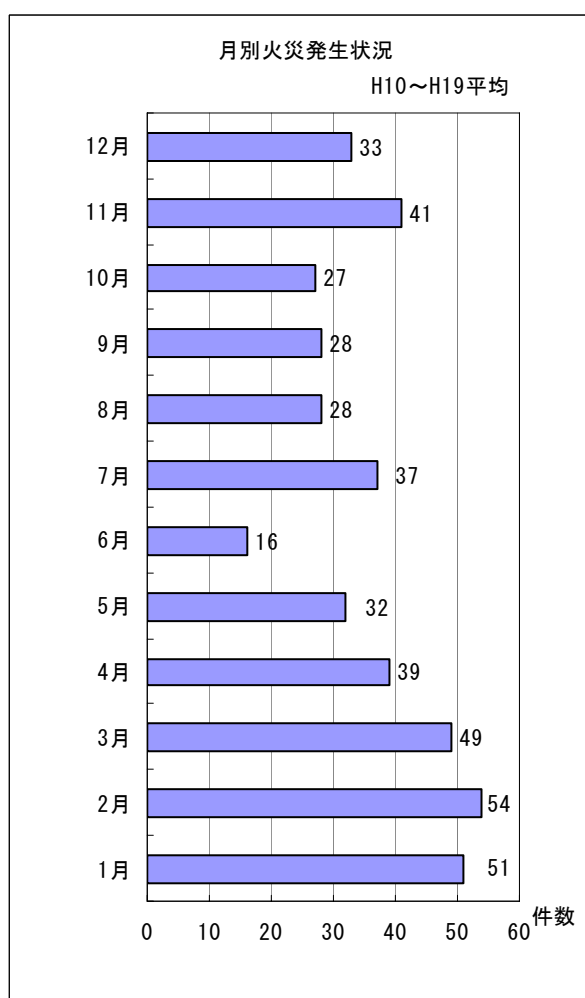
(3) 焼損面積

建物火災の焼損床面積は、11,618 m²で前年の16,822 m²に比べ、5,204 m²減少した。
林野火災の焼損面積は、185 aと前年の759 aに比べ574 a減少した。また、過去10年間の平均は、1,674 aとなっている。

(4) 火災の多発時期及び多発時間

火災の多発する時期としては、空気が乾燥する11月から4月にかけて多く発生しており、年間火災件数の約6割を占めている。

火災の発生時間は、午前9時から午後8時までの比較的火気を取り扱う機会の多い時間帯に多い。



(5) 出火原因

出火原因別に見ると、こんろ 63 件（全火災の 14.5%）、放火 39 件（同 9.0%）、たばこ 34 件（同 7.8%）の順に多くなっており、これらは、例年出火原因の上位に名を連ねるものである。

19

1		63		63		8		5			16
2		39		27		3		3			13
3		34		22		2		3			10
4		22		11		2		2			9
5		20		10		1		2			8
6		20		9				2			7
7		18		6				1			4
8		12		5							3
9		12		4							3
10		10		4							2
11		6		4							1
12		6		4							1
13		5		4							1
14		5									1
											1

(6) 死者及び負傷者の概況

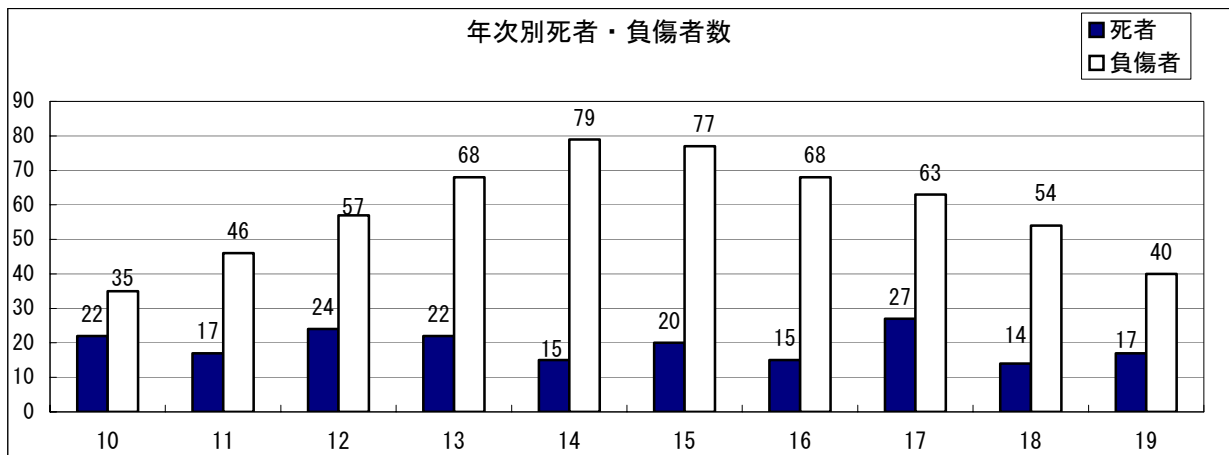
火災による死者は 17 人であり、前年の 14 人に比べると 3 人増加している。死者を年齢別に見ると、6～64 歳が 8 人（47.0%）、65 歳以上の高齢者が 9 人（53.0%）であり、高齢者の被災比率が昨年より増加している。

火災種別で見ると、建物火災 15 人（88.2%）、その他火災 2 人（11.8%）となっている。

死者が発生した経過では、延焼拡大が早かったこと、火災発見が遅れたこと等により逃げ遅れたもの 8 人（47.0%）、放火自殺 5 人（29.4%）、その他の原因 4 人（23.6%）となっている。

65 歳以上の高齢者では、逃げ遅れ 6 人、放火自殺 1 人、その他の原因 2 人となっている。

負傷者は、40 人と前年より 14 人減少した。



ア 死者、負傷者の火災種別内訳

	平成 18 年		平成 19 年	
	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
建物火災	10	45	15	34
林野火災				1
車両火災	2	2		1
船舶火災				
航空機火災				
その他火災	2	7	2	4
計	14	54	17	40

イ 死者の年齢別、経過別内訳

平成 18 年

	逃げ遅れ	再進入	着衣着火	放火自殺	その他	計
5歳以下						
6～64歳	2			3	3	8
65歳以上	4				2	6
計	6			3	5	14

平成 19 年

	逃げ遅れ	再進入	着衣着火	放火自殺	その他	計
5歳以下						
6～64歳	2			4	2	8
65歳以上	6			1	2	9
計	8			5	4	17

3 救急業務

救急業務は、15 消防本部により県内全域で行なわれている。(東洋町、芸西村は近隣の消防本部へ委託)

各消防本部では救急業務の高度化を図るため、順次、高規格救急自動車の配備や救急救命士の養成を進めている。

(1) 救急体制

平成 20 年 4 月 1 日現在 15 消防本部が保有する救急自動車は 63 台(うち非常用救急自動車 15 台)で、そのうち高規格救急自動車は 40 台が配備されている。

救急救命士は、平成 20 年 4 月 1 日現在、217 名が資格を取得しており、そのうち 200 名が救急隊に配備されている。

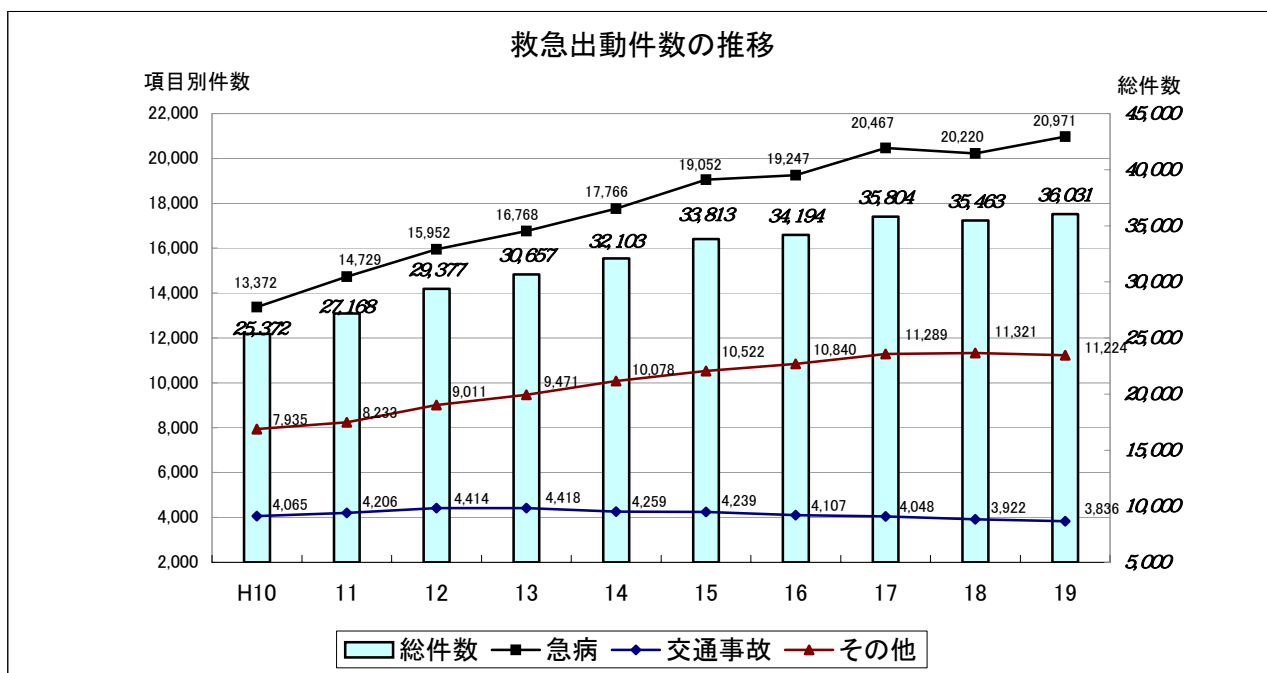
なお、毎年 15 名程度が新規に資格を取得する計画である。

(2) 救急活動の状況

平成 19 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの救急出動件数は、36,031 件で前年に比べ 568 件増加した。

主な事故種別は、急病によるもの 20,971 件(対前年比 751 件増)、一般負傷によるもの 5,371 件(対前年比 168 件増)、交通事故によるもの 3,836 件(対前年比 86 件減)となっている。

平成 10 年から平成 19 年までの 10 年間の原因別内訳をみると、交通事故による出動件数は 3,900 件台から 4,400 件台の間で推移し、かつ減少している。急病による出動件数は、平成 10 年の 13,372 件に比べて 56.8%増加している。



4 予防業務

(1) 火災予防運動

毎年火災多発期を迎える11月と3月の「全国火災予防運動」期間を中心に、それぞれの地域の実情に応じた住民への火災予防意識の啓発・広報活動、住宅防火診断や、事業所・施設の予防査察及び防火訓練等を実施している。

秋季火災予防運動	平成19年11月9日～11月15日
春季火災予防運動	平成20年3月1日～3月7日
全国統一防火標語	「火は見てる あなたが離れる その時を」

(2) 民間防火組織

地域における防火意識の高揚と、日常生活のなかでの火災予防のため、幼少年や女性による幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブ等の組織化と育成強化に努めている。

(平成20年4月1日現在)

区分	クラブ数	クラブ員数
幼年消防クラブ	201	15,562
少年消防クラブ	18	674
女性防火クラブ	135	5,321
計	354	21,557

(3) 防火管理者（消防法第8条関係）

収容人員が一定以上の事業所（劇場、飲食店、旅館、病院等）は、防火管理者を選任し、防火管理業務を行うことが義務付けられている。

	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31
防火対象物数	6,170	6,212	6,260
	3,967(64.3%)	4,073(65.6%)	4,123(65.9%)
	3,440(55.8%)	3,691(59.4%)	3,774(60.3%)

(4) 消防用設備

百貨店、劇場、旅館等一定規模以上のものには、消防法で消火設備、警報設備、避難設備の設置が義務付けられており、消防機関が定期的に指導等を行っている。

	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31
	9,298	9,372	9,476
	307(3.3%)	294(3.1%)	293(3.1%)
	2,416	2,309	2,299
	69(2.9%)	74(3.2%)	70(3.0%)

(5) 防火対象物の表示公表制度について

「防火対象物定期点検報告制度」は、旅館・ホテルをはじめとした多数の人が出入り等する一定の防火対象物について権原を有する者に対し、1年に1回防火対象物点検資格者による点検を義務付け、その結果について消防長又は消防署長へ報告を行わせるものであり、管理権原者による防火対象物の管理の業務の消防法令への適合を確保するものである。

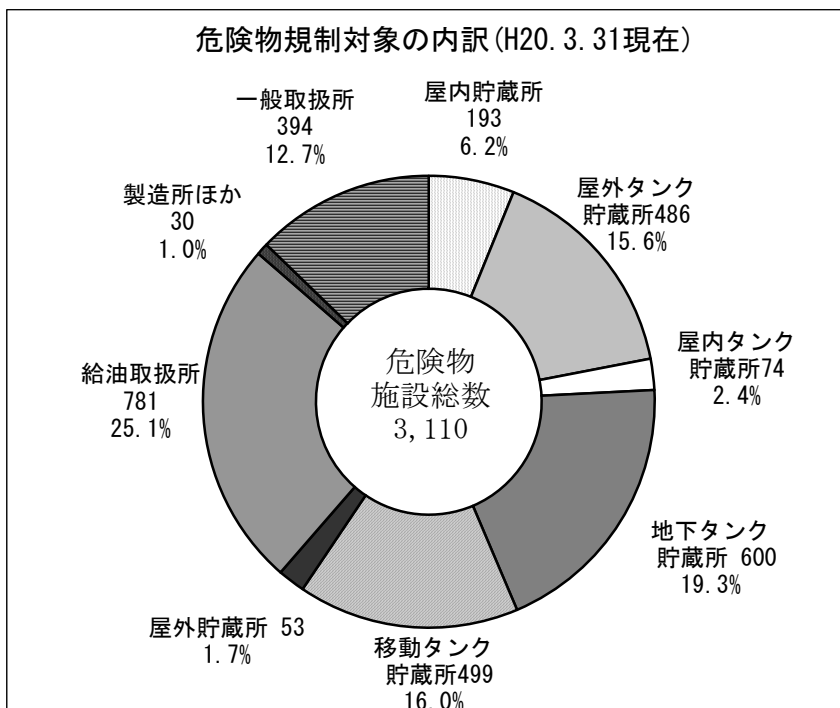
なお、この制度に適合するものについては、その情報を利用者に提供する防火セイフティマーク（防火基準点検済証・防火優良認定証）を表示することができるようになっている。

- ア 防火基準点検済証 消防法に基づく点検により表示ができる。
- イ 防火優良認定証 消防法に基づく消防機関の認定により表示ができ、一定期間点検報告が免除される。

		H18. 3. 31	H19. 3. 31	H20. 3. 31
点検報告済防火対象物数 「防火基準点検済証」	第1号該当	160	157	183
	第2号該当	13	15	12
特例認定済防火対象物数 「防火優良認定証」	第1号該当	27	52	77
	第2号該当	3	2	11

(6) 危険物の規制

県内にある石油類等の取扱所、貯蔵所等の危険物規制対象施設は、下図のとおりであり、3,400件前後で増減してきたが、平成16～19年度は、3,200～3,100件台へと減少した。



過去10年間の施設数
(各年度3月31日現在)

- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19

5 教育訓練

実施機関	高知県消防学校（高知県吾川郡いの町大内 2030）
沿革	昭和 28 年 8 月 高知県消防講習所を設置する。 昭和 35 年 8 月 高知県消防学校と改称する。 吾川郡（旧）伊野町枝川に本校を新設する。 平成 5 年 4 月 吾川郡（旧）伊野町大内に本校を移転する。

社会情勢の変遷等に伴い、近年の消防業務は、危険物規制等の予防業務、警防業務、救急救助業務及び災害防衛等きわめて広範囲にわたっており、また、災害の態様もますます複雑多様化するなどの傾向にある。

これらの業務に対応するためには、専門的かつ高度な技術が要求されるところから、消防学校では、消防職員・団員に対し、消防の責務を正しく認識させ、職務遂行に必要な技術の修得を図ることを目的として、長期的な将来計画に基づき教育訓練を実施している。

（1）教育訓練の目的と教育方針

消防職員及び消防団員に対し、消防の責務を正しく認識させ、資質の向上、学術及び技能の修得並びに体力及び気力の鍛錬を図り、幅広い視野と豊かな人間感覚を持って職務を遂行し、地域住民の信頼と期待に応え得る消防人を育成することを目的とし、次の教育方針をもってこれにあたる。

- ・ 消防責務の自覚
- ・ 厳正な規律と団結
- ・ 心身の鍛錬
- ・ 消防実務の習熟

（2）教育の種類及び内容

ア 消防職員に対する教育

（ア）初任教育

新任の消防職員に対し、必要な基礎実技と学術及び厳正な規律とおう盛な士気並びに体力の錬磨を図り、公正な職務の遂行をなし得る素質を養う。

（イ）専科教育

現任の消防職員に対し、専門的な教育訓練を行う。

・ 救助科

救助隊員として必要な業務に関する知識、技能を修得させ、救助隊員として活動できる職員を養成する。

・ 警防科

警防活動に係る専門的知識、技能を修得させ、災害現場で適切、効果的な消防戦術を指揮できる職員を養成する。

・ 救急科

救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識、技能を修得させ、救急隊員として活動できる職員を養成する。

- ・ 予防査察科

予防査察業務に関する専門的知識、技能を修得させ、厳正でかつ公正な査察及び重大な違反対象物に対する是正指導、法令に基づく権限行使が行える職員を養成する。

- (ウ) 特別教育

- ・ ポンプ操法指導員講習

操法要領及び操法実技を修得させ、消防技術の向上を図る。

- ・ 応急手当指導員講習 I

消防機関が行う普及啓発活動が効果的に行えるよう、指導者に指導技法及び指導要領を修得させる。

- ・ 気管挿管講習

気管内挿管に関する専門的な知識、技術を修得させる。

- イ 消防団員に対する教育

- (ア) 基礎教育

新任の消防団員に対し必要な基礎的知識・技術並びに厳正な規律を修得させる。

- (イ) 幹部教育（初・中級幹部科）

班長以上の者に対し、幹部として必要な知識・技術を修得させる。

- (ウ) 特別（移動）教育

市町村（消防本部）の要請によって、現地に出向して教育訓練を行い、消防団員として必要な知識・技能を修得させる。

- (エ) 救急救命講習

現地において心肺蘇生法を中心に教育し、消防団員を地域の救命率向上のリーダーとする。

- ウ 一般教育

- (ア) 救急救命講習

地域住民に対し、現地において心肺蘇生法を中心に救急車到着までの措置を教育し、救命率の向上を図る。

- (イ) 一日震災訓練

自主防災組織のメンバー等を一日入校させ、震災時に対処出来る実践的な教育訓練を行い、地域における防災体制の充実、強化を図る。

(3) 消防学校教育訓練実績 (平成19年度)

ア 消防職員に対する教育訓練

(ア) 初任教育

教育種別	実施期間	実日数	時間数	受講人員	受講者階級別 内 訳	摘 要
初任教育	19.4.10 ～ 9.28				消防士(新採)	
合 計					消防士(新採)	

(イ) 専科教育

教育種別	実施期間	実日数	時間数	受講人員	受講者階級別 内 訳	摘 要
救助科	19.5.9 ～ 6.8				9 11	
警防科	19.10.15 ～ 26				3 11 3 3	
救急科	19.10.31 ～ 12.21				1 1 34 1	
	20.1.9 ～ 23				2 7 7 7	
合 計					6 19 19 55 1	

(ウ) 幹部教育 (該当なし)

(エ) 特別教育

教育種別	実施期間	実日数	時間数	受講人員	受講者階級別 内 訳	摘 要
新任消防長 研 修	19.4.19 ～ 20				1	徳島県で 合同実施
	19.4.23 ～ 25					
ポンプ操法 指導員講習	19.6.25 ～ 29				3 14 12 5	
応急手当指 導員講習 I	19.8.8				1 1 1 30	
気管挿管講習	20.2.6 ～ 20				3 1 2 4	
合 計					1 7 16 15 39	

(オ) 特別(移動)教育

教育内容	実 施 年月日	実日数	時間数	受講人員	受講者階級別 内 訳	摘 要
訓練礼式	20.2.15				10	現地教育 (高知市)
合 計					10	

イ 消防団員に対する教育訓練

(ア) 基礎教育

回数	実施期間	実日数	時間数	受講人員	摘要
1回	前期 19.7.7 8			30	()
	後期 20.1.26 27				
2回	前期 19.12.8 9			1 23	()
	後期 20.2.23 24				
3回	前期 19.8.25 26			22	()
	後期 20.3.8 9				
4回	前期 19.9.8 9			30	()
	後期 20.3.15 16				
合計				班長 1 団員 105	

(イ) 専科教育 (該当なし)

(ウ) 幹部教育

回数	実施期間	実日数	時間数	受講人員	受講者階級別 内 訳	摘要
1回	前期 19.7.7 ~ 8				1 1 4 11	現地通学教育 (安芸市)
2回	前期 19.12.8 ~ 9				2 2 1 4	現地通学教育 (消防学校)
3回	前期 19.8.25 ~ 26				3 5 1	現地通学教育 (幡多中央)
4回	前期 19.9.8 ~ 9				1 1	現地通学教育 (嶺北)
後期	20.1.30 ~ 31			(うち後期 受講者)	5 5 11 20 1	入校教育
合計						

*前期・後期ともに受講した者

(エ) 特別(移動)教育

教育内容	実施年月日	実日数	時間数	受講人員	受講者階級別 内 訳	摘 要
	19.6.24				3 3 2 1 7 8 30	()
	19.8.19				1 1 2 4 6 24 35	()
	19.12.2				1 2 10 10 19 16 52	()
合 計					5 6 14 15 32 48 117	

ウ 一般教育

教育種別	実施年月日	実日数	時間数	受講人員	摘 要
一日震災訓練	20.2.28	1日	5時間30分	129名	
一日震災訓練	20.3.4	1日	5時間30分	39名	
一日震災訓練	20.3.1	1日	5時間30分	102名	
一日震災訓練	20.3.19	1日	5時間30分	52名	
合 計		4日	22時間	322名	

参照： 第33表 消防学校教育（過去10年間）

6 消防表彰

消防業務は極めて危険性が高く、火災や風水害を始めとするあらゆる災害に対応する任務をもっている。そして平常時においても、災害発生時に備えて常に心身ともに最良の状態におくことが求められている。消防活動の源は、郷土愛・人類愛であり、特に、消防団員における社会奉仕の精神は尊いものである。これらの労苦に報いる意味からも表彰は重要な意義を有している。

表彰には、国が行うもの（叙位・叙勲・褒章、総理大臣表彰、総務大臣表彰、消防庁長官表彰）のほか、県、日本消防協会、県消防協会、市町村及び消防機関が行うものなどがある。

ア 春秋叙勲

叙勲とは、国家又は社会公共に対して功労のある者を、その功労の程度に応じて勲等に叙し、栄誉を与えるものであり、毎年春は4月29日、秋は11月3日の2回発令されている。消防職員及び消防団員にあつては、主に階級と在職年数を基準として、その功労の程度が判定される。

イ 危険業務従事者叙勲

危険業務従事者叙勲は、平成14年8月に閣議決定された「栄典制度の改革について」の趣旨を踏まえて平成15年の秋から開始されたものである。警察官、自衛官、消防職員など著しく危険性の高い業務に従事し、国家又は公共に対する功労のある者を選考し、春秋叙勲とは別に年2回（4月29日及び11月3日）に発令されている。

ウ 褒章

褒章とは、褒章条例に基づいて、業務に精励し他の模範となるべき者、学術、芸術、産業の振興に多大の功績を残した者等に対してその功績をほめたたえる意味で与えられる徽章等をいう。種類として紅綬褒章、黄綬褒章など6種類があり、消防関係者に対しては消防団員として多年消防の発展に努め、その功労が顕著であり他の模範と認められる者に藍綬褒章が授与されている。

エ 消防庁長官表彰

消防庁長官表彰とは、消防職員又は消防団員等の士気の高揚を図るとともに、地域住民の消防に対する正しい認識と円滑な協力援助関係を確立するため、消防に関して功労のあった消防職員、消防団員、消防教育職員、消防機関及び消防隊並びに部外の個人及び団体に対して、消防庁長官が表彰旗、徽章、表彰状等を授与して行う表彰である。表彰の種類は、特別功労章、顕功章など11種類があり、毎年度3月に、定例表彰として功労章、永年勤続功労章、表彰旗及び竿頭綬の4種類の表彰が行われている。

参照： 第34表 消防関係表彰の状況（平成10年～平成19年）

7 消防防災ヘリコプター

高知県消防防災航空隊は、平成8年2月1日に発足し、同年4月22日から運航を開始した。平成9年4月1日からは、365日運航体制により火災、救急救助、災害等への対応にあたっている。また、平成15年から毎年、学校の夏休み期間に、午後6時30分まで勤務時間を延長して夏期の水難事故等に対応している。平成19年も7月14日（土）から9月2日（日）まで勤務時間を延長して水難事故等に対応した。近年は、各消防本部の状況と同様に、緊急出動、特に救急活動による運航件数が増加している。

高知県消防防災航空隊

住 所 : 高知県南国市物部 高知空港内
電 話 : 088-864-3890
F A X : 088-864-3896
防災無線 : 86-625
緊急要請 : 088-864-5034

(1) 運航体制

- ア 勤務体制 365日勤務（8時30分～17時30分）
- イ 運航時間 原則として8時30分～17時30分
緊急運航は、日の出から日没までとする。また、夜間運航については、気象条件、離着陸場の夜間照明の有無等により実施の可否を判断する。
- ウ 活動種別 ①救急活動 ②救助活動 ③火災防御活動
④災害応急対策活動 ⑤広域航空消防防災応援活動
⑥緊急援助隊応援活動 ⑦災害予防活動 ⑧一般行政活動
- エ 使用ヘリ 型式 シコルスキー S76B型
全長 16m
全幅 13.41m（ローター直径）
最大搭乗人員 15人
- イ 隊員 操縦士 3名
整備士 3名
消防隊員 8名（県内8消防本部から派遣）
(消防本部の内訳)
高知市、南国市、安芸市、香南市、仁淀消防組合、
高幡消防組合、嶺北広域行政事務組合、幡多中央消防組合 各1名

(2) 出動状況

年度別出動件数

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	5年間の計
救急活動	71	92	118	238	235	754
救助活動	33	48	19	44	54	198
災害応急対策	2	10	2	2	1	17
火災防御活動	13	11	10	6	5	45
広域消防応援	2	1		1	2	6
計	121	162	149	291	297	1,020

(3) 特異事象（平成19年度）

ア 平成19年度耐空検査整備点検のため、平成19年4月1日から6月8日まで運航を休止した。

イ ドクターヘリの運航方式による救急活動が増加傾向にある。

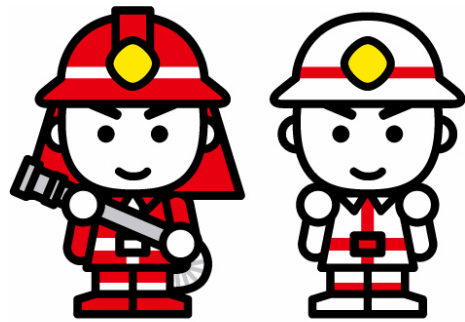
資 料

火のしまつ

君がしなくて

誰がする

(平成20年度 全国統一防火標語)



消太